

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学地域共創に関する規程

令和3年3月18日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における地域共創の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域共創の推進)

第2条 本学は、地域の抱える問題点を把握し、ステークホルダーによる高度な専門性と多様性の共創による持続可能な未来の実現に向けて、組織的な産官学金連携により、地域共創を推進するものとする。

(地域共創推進室)

第3条 本学における地域共創を推進するため、学長の下に地域共創推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業務)

第4条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域共創の推進のための具体的方策の計画及び実施に関すること。
- (2) 地域共創に関する調査及び分析に関すること。
- (3) その他地域共創の推進に関すること。

(組織)

第5条 推進室は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

(室長及び室長補佐)

第6条 推進室に室長及び室長補佐を置き、それぞれ次に掲げる室員をもって充てる。

- (1) 室長 地域連携担当理事
 - (2) 室長補佐 学長が指名する職員
- 2 室長は、推進室の業務を総括する。
 - 3 室長補佐は、室長を補佐する。

(室員)

第7条 室員は、学長が指名する職員をもって充てる。

2 室員は、室長の指示に従い推進室の業務に従事する。

(将来構想会議)

第8条 地域共創の推進のための地域ビジョンの策定、地域課題の設定及び共有等を行うため、推進室に将来構想会議（以下この条及び第10条において「構想会議」という。）を置く。

2 構想会議に関し必要な事項は、別に定める。

(企画運営会議)

第9条 地域共創の推進のための地域プロジェクトチームの立ち上げ、地域課題の解決に向けた審議等を行うため、推進室に企画運営会議（以下この条及び次条において「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 構想会議及び運営会議に関する事務は、推進室において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、地域共創の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。